

補助金検討委員会 今後の進行案

第6回 10月5日(水)

●個別補助金ヒアリング・評価 [4件及び保留案件3件]

●ヒアリング未実施の補助金に対する委員会・各委員の意見の集約（あるいはヒアリング実施事業と未実施事業とのバランス・整合性をいかにとるか）について、方向性決定。

【案】

①. ヒアリング結果、今までの委員会意見と、類似する課題を有する補助金は、同様の見直しをすべきとする付帯意見を意見書に付す、あるいは共通意見（方針）として明確に意見書へ記載することで、不整合が無いように努める。

例（1）「実績」

過去複数年に渡り実績の無い補助金は、存在意義が客観的に示せない場合は、補助要件や内容等の見直し、あるいは廃止の方向とする。〈参照例：No.82介護研修助成金・No.114水洗便所助成金〉

例（2）「社会状況の変化」

社会状況の変化により、補助の意義が薄れているものについては、補助要件や内容等の見直し、あるいは廃止の方向とする。〈参照例：No.6チャイルドシート助成金〉

例（3）「民間へのシフト」

民間で事業実施可能なものは民間で自立的に事業実施すべきことを基本とし、事業費に対する補助金額の割合が小さい等、補助金が無くとも事業実施が可能なものは、民間にシフトする方向とする。〈参照例：No.113歩け歩け大会補助金〉

例（4）「目標値・成果値等の見直し」

補助金を継続する場合には、公益性・公共性・補助効果の観点から再考し、目標値・成果値においても制度設計を見直すべき。〈参照例：No.42母子寡婦・No.73企業誘致補助金 他〉

なお、弁償的・扶助費的性格の事業については、目標値ではなく、想定値であるため、目標・成果の考え方については見直しを検討すべき。

また、他制度とのバランスを勘案し、特定の・偏向した補助とならないよう、補助内容の整理を行うべき。〈参照例：No.97東高定時制補助金〉

②. ヒアリング結果、今までの委員会意見における、類似する課題とそれに対する共通意見（方針）を洗い出し、委員会として了解を取る。（上記の例参照）

○共通課題ごとに、ヒアリング事業以外でどの補助金が該当するか拾う。

→各委員が事前提出したものを、委員会了承。

→事務局で拾い出し、委員会了承。

③. 各委員個別意見を共通課題・共通意見（方針）として集約する。

(1) 各委員意見を指定期日までに挙げてもらう。

・共通課題・共通意見（方針）として

(2) 事務局で、共通に集約できそうな意見をひとつにまとめ、委員会の了承を取る。

●意見書の提言に向けて、作成方向を決定(了承)する。

【案】

◎意見書に盛り込むべき内容(スタイル)

①補助事業における現状と課題

- (a) 上記、個別ヒアリング検討から洗い出された、共通課題を列記。
- (b) 交付基準の課題点が洗い出せるようであれば、課題点を列記。

②今後のあり方

- (a) 上記共通課題に対する既存補助金に対する共通意見を列記。
- (b) 交付基準の課題点に対する見直し意見を列記。

※委員会で交付基準見直し案を作成するのではなく、交付基準見直しのための意見を提言する。委員会意見を参考とし、佐倉市が基準改正をするもの。

補助金交付基準検討項目

- ・趣旨
- ・定義
- ・交付期間
- ・補助対象
- ・交付基準
- ・7分類
- ・補助率、団体設立後期間
- ・PDCサイクル
- ・別記1、別記2

各委員意見を10月12日(水)までに事務局へメール提出

- ・個別補助金共通課題とそれに対する共通方策意見
 - ・補助金全般における課題と方策意見
 - ・補助金交付基準における課題と見直し方針意見
- ↓事務局が取りまとめて第7回委員会へ打診

第7回 10月19日(水)

●意見書提言に取り入れる課題・今後のあり方等、意見書内容の決定

10月下旬 予算編成方針通知 各所属予算要求

↓事務局が第7回委員会結果を受けて意見書案作成

第8回 11月初旬(11月7日から11月9日頃) ※11月初旬・中旬予算要求締切

●意見書(提言書)の決定

第9回 12月

●意見書(提言書)の提出報告